

議案第 35 号

岡山県西部地区養護老人ホーム組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岡山県西部地区養護老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により同組合規約の変更を協議するに当たり、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県西部地区養護老人ホーム組合規約の一部を変更する規約

岡山県西部地区養護老人ホーム組合規約（昭和49年岡山県知事許可）の一部を次のように変更する。

第12条の次に次の1条を加える。

（組合の解散に伴う事務の承継）

第13条 組合が解散した場合における事務の承継については、関係市町が議会の議決を経て行う協議をもって定める。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が調製した決算については、笠岡市の監査委員が審査を行い、これを笠岡市の議会の認定に付すものとする。

附 則

この規約は、岡山県知事の許可の日（令和 年 月 日）から施行する。